

瑞穂地区まちづくり協議会規約

〔名 称〕

第1条 この会の名称は、瑞穂地区まちづくり協議会（以下「協議会」）と称する。

〔目 的〕

第2条 瑞穂地区において、魅力ある住みよいまちづくりを推進するため、市との連携のもとに瑞穂地区まちづくり計画の策定及びその推進を図ることを目的とする。

〔構 成〕

第3条 協議会は、次に掲げる委員をもって構成する。

- (1) 瑞穂地区の各集落の区長および各集落の推薦を受けた者
- (2) 瑞穂地区内に存する各種団体のうち別に定める団体の代表者
- (3) 会長の推薦を受けた者

2 委員の任期は、2年とする。補欠または増員によって選出された委員の任期は、前任者、または現任している委員の残任期間とする。

〔役 員〕

第4条 協議会に次の役員を置く。

- (1) 会 長 1名
- (2) 副会長 1名
- (3) 事務長 1名
- (4) 専門部会長 若干名
- (5) 庶務・会計 1名
- (6) 会計監査 2名

〔役員の仕事〕

第5条 会長は、協議会の会務を統括し、協議会を代表する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、会長の職務を代理する。

3 事務長は、協議会の事務を統括する。

4 専門部会長は、各専門部会の事業を統括する。

5 庶務・会計は、協議会の庶務、会計事務を行う。

6 会計監査は、協議会の経理を監査する。

〔役員を選出〕

第6条 会長、副会長、会計監査は、総会において委員の互選により定める。

2 専門部会長は、各専門部会において互選により定める。

3 事務長、庶務・会計は会長が委嘱する。

〔役員の仕事〕

第7条 役員の仕事は委員の仕事とし、再任を妨げない。

〔会 議〕

第8条 協議会に次の会議を置く。

- (1) 総会
 - (2) 役員会
- [総会]

第9条 総会は委員をもって構成する。

2 総会は会長が招集し、委員の過半数（委任状を含む）が出席することにより成立する。

3 総会の議長は、会長が務める。

4 総会は、次の事項を協議する。

- (1) 規約の変更に関する事
- (2) 会長、副会長及び会計監査の選出に関する事
- (3) 専門部会の改廃に関する事
- (4) 事業計画および予算・決算に関する事
- (5) その他第2条の目的を達成するための事項に関する事

5 総会の協議は、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

[役員会]

第10条 役員会は、会計監査以外の役員をもって構成する。ただし、会計監査は、必要と認めるときは、役員会に出席して意見を述べることができる。

2 第9条第2項の規定は、役員会の開催について準用する。

3 役員会は、協議会の事業立案・運営を行う。

4 役員会は、第3条第2項の団体を定め、総会に報告する。

[委員の職務]

第11条 委員は、協議結果について、瑞穂地区住民に理解と協力を求めるよう努めるものとする。

2 第3条(2)に定める委員は、その所属する団体の意見をまとめ、これを協議会に反映させるよう努めるものとする。

[専門部会]

第12条 協議会の専門的事項を調査研究するため、並びに、活動を効果的に行うために専門部会を置くことができる。

2 専門部会は、会長が指名する委員をもって構成する。

3 部会長は、専門部会での調査研究及び活動の結果を総会に報告するものとする。

4 専門部会の活動分野、任務および分担などの必要な事項は、会長が各専門部会と協議して定める。

[会計]

第13条 協議会の経費は、助成金その他の収入をもって充てる。

2 会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年の3月31日に終了する。

〔顧問〕

第14条 協議会に顧問を置くことができる。

2 顧問は、会長が総会の同意を得てこれを委嘱する。

3 顧問は、会長の諮問に応じ、第2条の目的達成に寄与するものとする。

〔補則〕

第15条 別表の改編は、会長がこれを行い直近の総会に報告するものとする。

第16条 この規約に定めるもののほか、必要な事項は総会に諮って会長が定める。

この規約は、平成20年12月20日から施行する。

2 平成23年12月21日一部改正し、同日付け施行する。

3 平成24年 4月14日一部改正し、同日付け施行する。

4 平成25年 4月17日一部改正し、同日付け施行する。

5 平成28年 2月13日一部改正し、同日付け施行する。

別 表

瑞穂地区区長会、気高地区消防第4分団、民生児童委員代表、各集落自主防災組織、瑞穂地区環境を守る会、瑞穂南部福寿会、下坂本あじさい会、日光老人クラブ、瑞穂ふれあいのまちづくり協議会、瑞穂小学校PTA、瑞穂地区防犯協議会、瑞穂水利組合、土居水田利用組合、農産物加工施設利用者代表、瑞穂地区体育会、瑞穂地区人権教育推進協議会、瑞穂地区公民館運営委員会、食育推進委員会気高支部、瑞穂地区健康づくり推進委員会、卓球同好会、グラウンドゴルフ同好会、ペタンク同好会、瑞穂野球倶楽部、ソフトバレー同好会、焼き物愛好会、
